

■ 宇治市総合計画審議会第2回専門部会審議内容及び修正一覧

総合計画体系 大分類	意見箇所 中分類	意見内容等 小分類	修正内容				
			修正箇所	変更前	変更後		
3 健康でいきいきと暮らせるまち							
1 地域福祉の推進							
1 地域福祉活動の推進	P85 現況と課題 1段落目 最終段落	要支援者という表現は読み方によっては誤解を生むのでは。地域福祉は要支援者以外の方も含めて互いに地域で支え合うものであるため表現変更できないか。	現況と課題 1段落目 最終段落	<p>近年、複雑化、多様化する地域福祉ニーズに対して、行政のみでは対応できない状況となっており、また、ニートや引きこもり、自殺などの問題についても、実態が明らかになるにつれ、大きな社会問題となっており、若者・高齢者・子育て世帯・障害者等の要支援者を、地域全体で支え合う地域福祉の枠組みの構築が求められています。</p> <p>一方で、関係団体の中には、担い手や会員の確保が課題となっている団体もあり、これまで地域福祉を支えてきた基盤の脆弱化が懸念されています。今後は、様々な生活課題を抱える要支援者の複雑化、多様化する生活課題に対して、地域での切れ目のない包括的、継続的な支援を維持、発展させていくためには、福祉関係団体をはじめ、地域福祉の担い手との連携、協働のあり方やその枠組みについて、さらに検討を進める必要があります。</p>	近年、複雑化、多様化する地域福祉ニーズに対して、行政のみでは対応できない状況となっており、また、ニートや引きこもり、自殺などの問題についても、実態が明らかになるにつれ、大きな社会問題となる中、地域全体で支え合う地域福祉の枠組みの構築が求められています。		
	P85 現況と課題 最終段落	福祉の観点での啓発活動や福祉教育について記載してはどうか。	現況と課題 最終段落	一方で、関係団体の中には、担い手や会員の確保が課題となっている団体もあり、これまで地域福祉を支えてきた基盤の脆弱化が懸念されています。今後は、様々な生活課題を抱える要支援者の複雑化、多様化する生活課題に対して、地域での切れ目のない包括的、継続的な支援を維持、発展させていくためには、福祉関係団体をはじめ、地域福祉の担い手との連携、協働のあり方やその枠組みについて、さらに検討を進める必要があります。	一方で、関係団体の中には、担い手や会員の確保が課題となっている団体もあり、これまで地域福祉を支えてきた基盤の脆弱化が懸念されています。今後は、複雑化、多様化する福祉課題に対して、地域での切れ目のない包括的、継続的な支援を維持、発展させていくためには、市民理解をさらに深めるとともに福祉関係団体をはじめ、地域福祉の担い手との連携、協働のあり方やその枠組みについて、さらに検討を進める必要があります。		
3 長寿社会への対応							
2 高齢者福祉サービスの充実	P101 中分類3の名称	長寿社会とは何を示しているのか、表現を変更できないか。		基本構想部分であり変更しない。基本構想における「長寿社会への対応」とは以下のように位置付けられている。「高齢者人口が増加傾向に見込まれる中、「自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまちづくり」「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」「ふれあいと支え合いのまちづくり」を基本理念として高齢者が地域での生活を可能な限り継続できることを目指すものとしています。」			
	P101 現況と課題	高齢者の買い物対策について高齢者福祉の分野でも記載が必要である。	現況と課題 6段落目	今後は、高齢者人口の増加とともに、要介護高齢者や認知症高齢者も増加すると見込まれるため、自助・共助に加えて、地域の人々、友人との間の「顔の見える」助け合いの互助が重要となり、地域で見守り、支え合う体制の構築に取り組むとともに、地域における高齢者の状況・ニーズを把握する中で、「健康長寿日本一」に向けて、より効果的な高齢者福祉サービスの推進に努める必要があります。	今後は、高齢者人口の増加とともに、要介護高齢者や認知症高齢者も増加すると見込まれるため、自助・共助に加えて、地域の人々、友人との間の「顔の見える」助け合いの互助が重要となり、地域で見守りや、病院・商店等への外出支援をはじめとする支え合う体制の構築に取り組むとともに、地域における高齢者の状況・ニーズを把握する中で、「健康長寿日本一」に向けて、より効果的な高齢者福祉サービスの推進に努める必要があります。		
	P103 取組の方向4	普及啓発とあるがこれは何を普及啓発するものか。	取組の方向4	高齢者の尊厳ある生活を守るために、窓口での相談をはじめ、虐待の防止・早期発見や適切な財産管理の支援などのため、普及啓発や関係機関との連携強化に取り組みます。	高齢者の尊厳ある生活を守るために、窓口での相談をはじめ、虐待の防止・早期発見や適切な財産管理の支援などのため、虐待相談窓口や成年後見制度の普及啓発や関係機関との連携強化に取り組みます。		
4 少子化社会への対応							
2 健やかな成長・発達への支援の充実	P111 取組の方向1	健康診査について診査漏れがないように取り組んでいるのであれば表現する必要がある。	取組の方向1	子どもの健やかな成長を支援し、親の育児不安の解消を図るために、妊娠期から相談体制を整えるとともに、乳幼児の健康診査を行い、支援の充実を図ります。	子どもの健やかな成長を支援し、親の育児不安の解消を図るために、妊娠期から相談体制を整えるとともに、乳幼児の健康診査を行い、未受診者に対しては訪問等により状況把握に努め、支援の充実を図ります。		
5 障害者福祉の推進							
1 障害者福祉の充実							
P121 現況と課題 1段落目	「可能な限り身近な場所で必要な支援が受けれるように」とあるが、障害者が社会参加し共にいきいきと生活できる社会を構築する必要がある。	現況と課題 1段落目	2013年(平成25年)の「障害者総合支援法」の施行により、障害の有無に関わらず等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念のもと、地域社会における共生の実現に向けて、障害者が、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるように、障害福祉サービス事業と地域生活支援事業を総合的に行うことが求められています。	2013年(平成25年)の「障害者総合支援法」の施行により、障害の有無に関わらず等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念のもと、可能な限り身近な場所で必要な支援をすることにより、障害者の社会参加を進め、障害の有無に関わらず地域で共生する社会の実現に向けて、障害福祉サービス事業と地域生活支援事業を総合的に行うことが求められています。			
	P121 現況と課題 2段落目	「一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための合理的配慮の提供」とあるが、「発生」という表現は障害者に起因するように見えるため、表現の変更できないか。	現況と課題 2段落目	また、障害者差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が2016年(平成28年)に施行され、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるように、市民・事業者に対して、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための「合理的配慮の提供」を行うように周知を図る必要があります。	また、障害者差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が2016年(平成28年)に施行され、障害の有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるように、市民・事業者に対して、障害者の日常生活及び社会生活上の社会的障壁を取り除くため、個々の障害の状態に応じた「合理的配慮の提供」を行うように周知を図る必要があります。		
	P123 取組の方向3	拡大写本についても追加してほしい	取組の方向3	障害者の社会参加を促進するため、活動機会の提供やバリアフリーを推進します。また、情報・コミュニケーション支援として、手話通訳、要約筆記、点訳・音訳などの支援の充実を進めるとともに、市民の手話への理解の促進と手話の普及を推進するため宇治市手話言語条例の制定を検討します。	障害者の社会参加を促進するため、活動機会の提供やバリアフリーを推進します。また、情報・コミュニケーション支援として、手話通訳、要約筆記、点訳・音訳及び拡大写本などの支援の充実を進めるとともに、市民の手話への理解の促進と手話の普及を推進するため宇治市手話言語条例の制定を検討します。		

総合計画体系 大分類	意見箇所 中分類	意見内容等 小分類	修正内容				
			修正箇所	変更前	変更後		
4 生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち							
1 学校教育の充実							
1 幼稚園、小・中学校教育の充実	P139 取組の方向	福祉の観点での啓発活動や福祉教育についての記載はどうか。	取組の方向2の「豊かな人間性を育む学校教育の充実」には、福祉教育の観点も含まれており、以前から福祉の観点を踏まえた教育を行っているため、文言の変更はせず、引き続き福祉教育を含めた学校教育の充実を図ります。				
2 生涯学習の充実							
2 スポーツ・レクリエーションの普及	P153 現況と課題	国際大会など注目度が期待されるスポーツの誘致を積極的に行っていくことを記載してはどうか。	現況と課題の最終段落に記載のある「宇治市スポーツ推進計画」の中にスポーツ大会の誘致について言及しているため、文言の変更はせず、計画に基づきスポーツ大会の誘致を行います。				

## 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類6	信頼される都市経営のまち	中分類3	行政改革・適正な行政運営の推進
小分類2	行政改革の推進		

## 第3期中期計画における「現況と課題」

本市では、1986年(昭和61年)度を初年度として数次にわたり継続的に行政改革に取り組み、職員給与・諸手当の是正や外部委託化の推進など大きな成果を収めました。2013年(平成25年)度には「宇治市第6次行政改革大綱・実施計画」を策定し、この間、実施計画に沿って部局横断的な取組を進めてきました。

給与の適正管理については、2005年(平成17年)に人事給与制度検討委員会を設置し、人事給与制度の方向性やあり方の報告を受け、国、京都府、近隣自治体、類似団体及び民間企業などへの給与水準との均衡に留意した給与の適正化に努めてきました。また、定員の適正管理については、2011年(平成23年)度に「第3次宇治市職員定員管理計画」を策定し、継続して取り組んできました。今後も引き続き、給与と定員の適正管理に努めるとともに、高度化、多様化する市民ニーズに対応できる職員資質の向上と意識改革を図り、より一層、効率的な組織体制を確立していく必要があります。

行政改革は、「最少の経費で最大の効果を挙げる」地方自治運営の基本原則に立ち返り、市民サービスの向上と経営感覚に立脚したスリムな行政運営を推進することが重要であり、公民の役割分担の見直し、政策評価や財政分析など、行財政運営のプロセス改善に努め、民間活力を活かした市民サービスを提供し続けることができるようニーズ分析に基づき取り組んでいく必要があります。市民ニーズと市民満足度を合わせて分析した上で、長期的に安定した行政経営ができるように必要な事業と財源のバランスを取り「選択と集中」に努める必要があります。

## 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類6	信頼される都市経営のまち	中分類3	行政改革・適正な行政運営の推進
小分類2	行政改革の推進		

## 第3期中期計画における「現況と課題」

宇治市の行政改革は、1986年(昭和61年)の第1次行政改革をはじめに、順次実施しており、現在は2013年(平成25年)度から2017年(平成29年)度までを実施期間とした第6次行政改革においては、新たに行政運営の品質の向上の視点を取り入れるなどの取組を推進し、一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、今後においても人口減少・少子高齢社会の一層の進展が予測されるとともに、財政状況は、市税収入をはじめとする歳入一般財源が厳しい状況の中で、社会保障関係経費の増大や人口急増期に建設した公共施設等の老朽化への対応など、歳出の増加が避けられない状況であり、これまで以上に厳しい行財政運営が見込まれる一方、社会環境の変化等に伴う行政需要は多様化・高度化しており、これらへの的確な対応も求められています。

そのような状況においても、多様化・高度化する市民ニーズに的確に応え、質の高い市民サービスを提供し、持続的に発展する魅力あるまちを構築するためには、健全財政を維持し、持続可能な将来を見据えた行財政運営が今まで以上に求められており、不断の行政改革に徹底して取り組むことがより一層重要となっています。

2018年(平成30年)度からを実施期間とする第7次行政改革においては、行政運営の品質向上に加えて、持続可能な行財政運営の確立が今まで以上に必要であるため、限られた資源を効果的・効率的に活用できるように、魅力ある宇治市を築く未来への投資の財源配分も考慮しながら、無駄をなくし、優先順位を見極め、必要な事業については積極的に拡充するなど「選択と集中」を徹底し、最少の経費で最大の効果を挙げられるように事務事業の抜本的な見直しが必要となっています。

また、今後ますます多様化・高度化する市民ニーズに対応するためには、職員一人ひとりの資質の向上とさらなる意識の向上を図るとともに、効率的な組織体制を確立することが必要となっています。さらに、行政はもとより、市民や関係団体などの理解も深めながら、多様な主体に公共の役割を担っていただくことが重要であり、市民と行政が協力しながらまちづくりを進める素地の形成が必要となっています。

## 第2期中期計画

## 第3期中期計画

目標
市民サービスの充実と、効果的、効率的な行政運営のため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」との基本原則に基づき、行政改革に取り組みます。



目標
市民サービスの充実と、効果的、効率的な行政運営のため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」との基本原則に基づき、行政改革に取り組みます。

## 第2期中期計画

## 第3期中期計画

目標
市民サービスの充実と、効果的、効率的な行政運営のため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」との基本原則に基づき、行政改革に取り組みます。



目標
市民サービスの充実と、効果的、効率的な行政運営のため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」との基本原則に基づき、より一層の行政改革に取り組みます。

旧

## 第2期中期計画

## 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
行政改革の推進 (第6次行政改革 実施計画の効果額)	約5.4億円 (第5次行政 改革)	↗	↗	
職員定数の削減 (新たな行政需要等 による増員数は除く)	増員を含めて 4名増	増員を含めて 30名減	↗	第3次宇治市職員定員管理計画 に沿って、2012年(平成24年) 度から2017年(平成29年)度の 6年間で30人定員削減を目指す



新

## 第2期中期計画

## 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
行政改革の推進 (第6次行政改革 実施計画の効果額)	約5.4億円 (第5次行政 改革)	↗	↗	
職員定数の削減 (新たな行政需要等 による増員数は除く)	増員を含めて 4名増	増員を含めて 30名減	↗	第3次宇治市職員定員管理計画 に沿って、2012年(平成24年) 度から2017年(平成29年)度の 6年間で30人定員削減を目指す



## 第3期中期計画

## 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
行政改革の推進 (第7次行政改革 実施計画の効果額)	-	-	-	
職員定数の削減 (新たな行政需要等 による増員数は除く)	14名減			

## 備考

## 関連部門計画

## 第3期中期計画

## 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
行政改革の推進 (第7次行政改革 実施計画の効果額)	-			
職員定数の削減 (新たな行政需要等 による増員数は除く)	14名増			

## 備考

## 関連部門計画

## 第2期中期計画

## 取組の方向

## 1. 行政経営の品質向上

市民の福祉の増進を図り、市民の満足度を高めていくため、常に市民の視点で、質の高いサービスを提供し続けることのできる「行政運営の仕組みの質」である行政経営の品質を向上させる取組を進めます。

## 2. 組織・行財政運営の効率化

最少の経費で最大の効果を挙げるため、定員と給与の適正管理を進め、また、より一層効果的で効率的な事務事業を目指し、あり方を常に見直します。さらに、歳入の確保や計画的、効率的な事業推進、公社等の健全経営化に向けた支援などの取組を進めます。

## 3. 民間活力の活用と協働によるまちづくり

より効率的に行政サービスを提供するため様々な分野において民間活力の活用について取組を進めます。また、複雑化、多様化する市民ニーズに対応していくため、市民や地域などのそれぞれの立場を尊重し、責任を果たしつつ市民参画と協働によって取組を進めます。

## 第3期中期計画

## 取組の方向

## 1. 行政経営の品質向上

市民の福祉の増進を図り、市民の満足度を高めていくため、常に市民の視点で、質の高いサービスを提供し続けることのできる「行政運営の仕組みの質」である行政経営の品質を向上させる取組を進めます。

## 2. 組織・行財政運営の効率化

最少の経費で最大の効果を挙げるため、定員と給与の適正管理を進め、また、より一層効果的で効率的な事務事業を目指し、あり方を常に見直します。さらに、歳入の確保や計画的、効率的な事業推進、公社等の健全経営化に向けた支援などの取組を進めます。

## 3. 民間活力の活用と協働によるまちづくり

より効率的に行政サービスを提供するため様々な分野において民間活力の活用について取組を進めます。また、複雑化、多様化する市民ニーズに対応していくため、市民や地域などのそれぞれの立場を尊重し、責任を果たしつつ市民参画と協働によって取組を進めます。

## 第2期中期計画

## 取組の方向

## 1. 行政経営の品質向上

市民の福祉の増進を図り、市民の満足度を高めていくため、常に市民の視点で、質の高いサービスを提供し続けることのできる「行政運営の仕組みの質」である行政経営の品質を向上させる取組を進めます。

## 2. 組織・行財政運営の効率化

最少の経費で最大の効果を挙げるため、定員と給与の適正管理を進め、また、より一層効果的で効率的な事務事業を目指し、あり方を常に見直します。さらに、歳入の確保や計画的、効率的な事業推進、公社等の健全経営化に向けた支援などの取組を進めます。

## 3. 民間活力の活用と協働によるまちづくり

より効率的に行政サービスを提供するため様々な分野において民間活力の活用について取組を進めます。また、複雑化、多様化する市民ニーズに対応していくため、市民や地域などのそれぞれの立場を尊重し、責任を果たしつつ市民参画と協働によって取組を進めます。

## 第3期中期計画

## 取組の方向

## 1. 行政運営の品質向上と効率化の推進

住民福祉の増進を図り、市民一人ひとりの満足度を高め、最少の経費で最大の効果を得られるように、民間活力を活用しながら、ICTの利活用も研究・検討するなど、さらなる市民サービスの向上と効率的な行政運営を進めます。

## 2. 持続可能な行財政運営の確立

持続的な質の高い市民サービスの提供と魅力ある宇治市を築くため、歳入の確保や「選択と集中」による抜本的な事務事業の見直しなど、これまで以上に財政健全化に向けた取組を計画的に推進します。

## 3. 時代に即した組織体制の確立

多様化・高度化する行政需要に的確かつ迅速に対応するため、公民の役割分担を明確にし、民間活力を活用しながら行政課題に対し即応できるように、定員管理や給与の適正化に取り組みながら、より効果的・効率的な組織体制の構築を図ります。

## 4. 多様な主体との協働とまちづくりの推進

行政課題の全てを行政のみで解決することは困難であり、多様な主体が公共の役割を担っていただくことが重要となるため、行政と市民やNPO、大学等との協働により地域の課題に取り組むとともに、持続的に発展する魅力ある宇治市を築くため、市民が参画する機会を確保し、市民とともにまちづくりを推進します。

## 備考

## 備考